

二十一 第45条の2《中小企業者等の機械の特別償却》関係

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">第45条の2《<u>中小企業者等の機械の特別償却</u>》関係</p> <p>(取得価額の判定単位)</p> <p>45の2 - 4 措置法令第28条の15第1項に規定する機械及び装置..... ... <u>230万円以上</u>.....</p> <p>(圧縮記帳をした減価償却資産の取得価額)</p> <p>45の2 - 5 措置法令第28条の15第1項に規定する機械及び装置の取得価額が <u>230万円以上</u>であるかどうかを判定する場合において、<u>当該機械及び装置が法第42条から第49条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるときは、その圧縮記帳後の金額に基づいてその判定を行うものとする。</u></p> <p>(主たる事業でない場合の適用)</p> <p>45の2 - 6 <u>措置法第45条の2第1項</u>.....</p> <p>(事業の判定)</p> <p>45の2 - 7 法人の営む事業が措置法第45条の2第1項に規定する事業に該当するかどうかは、おおむね日本標準産業分類(総務省)の分類を基準として</p> | <p style="text-align: center;">第45条の2《<u>中小企業者の機械等の特別償却</u>》関係</p> <p>(取得価額の判定単位)</p> <p>45の2 - 4 措置法令第28条の15第1項に規定する機械及び装置又は同条第3項に規定する医療用の機械及び装置並びに器具及び備品..... <u>230万円以上又は400万円以上</u>.....</p> <p>(圧縮記帳をした減価償却資産の取得価額)</p> <p>45の2 - 5 措置法令第28条の15第1項に規定する機械及び装置又は同条第3項に規定する医療用の機械及び装置並びに器具及び備品の取得価額が <u>230万円以上又は400万円以上</u>であるかどうかを判定する場合において、<u>これらの機械及び装置並びに器具及び備品が法第42条から第49条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるときは、その圧縮記帳後の金額に基づいてその判定を行うものとする。</u></p> <p>(主たる事業でない場合の適用)</p> <p>45の2 - 6 <u>措置法第45条の2第1項、第2項の表の各号の上欄又は第3項</u>.....</p> <p>(事業の判定)</p> <p>45の2 - 7 法人の営む事業が措置法第45条の2第1項に規定する事業又は同条第2項の表の第1号の上欄若しくは第3項に規定する医療保健業に該当す</p> |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>判定する。</p> <p>(注)1</p> <p>2</p> <p>(廃 止)</p> <p>(廃 止)</p> | <p>るかどうかは、おおむね日本標準産業分類（総務省）の分類を基準として判定する。</p> <p>(注)1</p> <p>2</p> <p>(医療用機器の範囲)</p> <p>45の2 - 11 <u>措置法第45条の2第2項の表の第1号の中欄のイに掲げる資産（以下「医療用機器」という。）は、直接医療の用に供される機械及び装置並びに器具及び備品をいうものとし、耐用年数省令別表第一の「器具及び備品」の「8医療機器」に掲げる減価償却資産はこれに該当する。</u></p> <p>(注) <u>病院、診療所等が有する減価償却資産であっても、例えば事務用の器具及び備品、給食用設備、クリーニング設備等のように直接医療の用に供されない減価償却資産は、ここでいう医療用機器には該当しない。</u></p> <p>(介護老人保健施設の用とその他の用に共用されている建物の判定)</p> <p>45の2 - 12 <u>一の建物が介護老人保健施設の用とその他の用に共用されている場合には、原則としてその用途の異なるごとに区分し、介護老人保健施設の用に供されている部分について措置法第45条の2第3項の規定を適用するのであるが、当該建物の一部が介護老人保健施設の用とその他の用に共用されており、その区分をすることが困難であるときは、当該建物の一部が主としていずれの用に供されているかにより判定する。</u></p> <p>(注) <u>その他の用に供されている部分が極めて小部分であるときは、その全部が介護老人保健施設の用に供されているものとすることができる。</u></p> |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|----------------|--|
| <p>(廃 止)</p> | <p>(病院の意義)</p> <p>45の2 - 13 措置法第45条の2第3項第3号に規定する「病院」とは、医療法第1条の5第1項に規定する病院をいうのであるから、例えば診療所、助産所、歯科技工所、療術所、動物病院等は含まれないことに留意する。</p> |
| <p>(廃 止)</p> | <p>(特定病床に収容された患者のための施設の用とその他の用に共用されている建物の判定)</p> <p>45の2 - 14 一の建物が特定病床（措置法第45条の2第3項第2号に規定する療養型病床群等（措置法令第28条の15第6項に規定する病床に該当するものに限る。）又は同法第45条の2第3項第3号に規定する療養型病床群をいう。以下45の2 - 14において同じ。）に収容された患者のための施設の用とその他の用に共用されている場合には、原則としてその用途の異なるごとに区分し、特定病床に収容された患者のための施設の用に供されている部分について同項の規定を適用するのであるが、当該建物の一部が特定病床に収容された患者のための施設の用とその他の用に共用されており、その区分をすることが困難であるときは、当該建物の一部が主としていずれの用に供されているかにより判定する。</p> <p>(注) その他の用に供されている部分が極めて小部分であるときは、その全部が特定病床に収容された患者のための施設の用に供されているものとすることができる。</p> |